

災害復興住宅融資金利（個人向け）のお知らせ＜一般災害＞

平成29年11月

災害融資
（個人）

- ・ 東日本大震災により被災された方は「災害復興住宅融資金利のお知らせ（東日本大震災）」をご覧ください。
- ・ 返済方法が高齢者向け返済特例の場合は「災害復興住宅融資金利（高齢者向け返済特例）のお知らせ」をご覧ください。

適用期間

平成29年11月20日～平成29年12月20日までに融資のお申込みをされた方
次回の融資金利改定スケジュール（予定）

平成29年12月21日（発表：平成29年12月19日）

融資の条件や手続については、「災害復興住宅融資のご案内」（パンフレット）または当機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html>）をご覧ください。

資金用途	融資金利（全期間固定金利型）	
建設資金 購入資金 ・新築住宅購入 ・リ・ユース（中古）住宅購入 ・中古リフォーム一体型	基本融資額	年 0.63% [年 0.55%]
	特例加算額	年 1.53% [年 1.45%]
補修資金	基本融資額	年 0.63% [年 0.55%]

[] 内の金利は、改定前の金利です。



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

（旧「住宅金融公庫」）

<個人向け>

【災害復興住宅融資】100万円あたりの返済額（めやす）

【ご注意】
（個人向け）

補修の場合で、元金据置期間を設定するときは、返済期間の欄の年数から1年を引いた年数の返済額をご覧ください。

（例）
返済期間 20年
据置期間 1年
20年 - 1年 = 19年
→返済期間19年の返済額をご覧ください。

返済期間	融資金利 返済方法	全期間 年 0.63%		全期間 年 1.53%	
		元金均等	元利均等	元金均等	元利均等
1年	毎月払い	83,858	83,617	84,608	84,025
	ボーナス払い	503,150	502,363	507,650	505,744
2年	毎月払い	42,191	41,940	42,941	42,333
	ボーナス払い	253,150	251,971	257,650	254,799
3年	毎月払い	28,302	28,048	29,052	28,437
	ボーナス払い	169,816	168,508	174,316	171,157
4年	毎月払い	21,358	21,102	22,108	21,490
	ボーナス払い	128,150	126,778	132,650	129,341
5年	毎月払い	17,191	16,934	17,941	17,322
	ボーナス払い	103,150	101,740	107,650	104,255
6年	毎月払い	14,413	14,156	15,163	14,544
	ボーナス払い	86,483	85,049	90,983	87,534
7年	毎月払い	12,429	12,172	13,179	12,561
	ボーナス払い	74,578	73,127	79,078	75,594
8年	毎月払い	10,941	10,684	11,691	11,073
	ボーナス払い	65,650	64,186	70,150	66,641
9年	毎月払い	9,784	9,526	10,534	9,917
	ボーナス払い	58,705	57,232	63,205	59,680
10年	毎月払い	8,858	8,600	9,608	8,992
	ボーナス払い	53,150	51,670	57,650	54,113
11年	毎月払い	8,100	7,843	8,850	8,235
	ボーナス払い	48,604	47,119	53,104	49,560
12年	毎月払い	7,469	7,212	8,219	7,605
	ボーナス払い	44,816	43,327	49,316	45,767
13年	毎月払い	6,935	6,678	7,685	7,072
	ボーナス払い	41,611	40,118	46,111	42,559
14年	毎月払い	6,477	6,220	7,227	6,616
	ボーナス払い	38,864	37,368	43,364	39,811
15年	毎月払い	6,080	5,823	6,830	6,220
	ボーナス払い	36,483	34,985	40,983	37,431
16年	毎月払い	5,733	5,476	6,483	5,875
	ボーナス払い	34,400	32,900	38,900	35,349
17年	毎月払い	5,426	5,170	6,176	5,570
	ボーナス払い	32,561	31,061	37,061	33,514
18年	毎月払い	5,154	4,898	5,904	5,299
	ボーナス払い	30,927	29,426	35,427	31,883
19年	毎月払い	4,910	4,654	5,660	5,057
	ボーナス払い	29,465	27,963	33,965	30,425
20年	毎月払い	4,691	4,435	5,441	4,839
	ボーナス払い	28,150	26,647	32,650	29,114
21年	毎月払い	4,493	4,237	5,243	4,642
	ボーナス払い	26,959	25,456	31,459	27,929
22年	毎月払い	4,312	4,057	5,062	4,463
	ボーナス払い	25,877	24,374	30,377	26,852
23年	毎月払い	4,148	3,892	4,898	4,300
	ボーナス払い	24,889	23,386	29,389	25,870
24年	毎月払い	3,997	3,742	4,747	4,150
	ボーナス払い	23,983	22,480	28,483	24,970
25年	毎月払い	3,858	3,603	4,608	4,013
	ボーナス払い	23,150	21,647	27,650	24,143
26年	毎月払い	3,730	3,475	4,480	3,886
	ボーナス払い	22,380	20,878	26,880	23,381
27年	毎月払い	3,611	3,357	4,361	3,769
	ボーナス払い	21,668	20,167	26,168	22,675
28年	毎月払い	3,501	3,247	4,251	3,660
	ボーナス払い	21,007	19,506	25,507	22,021
29年	毎月払い	3,398	3,144	4,148	3,559
	ボーナス払い	20,391	18,891	24,891	21,413
30年	毎月払い	3,302	3,049	4,052	3,465
	ボーナス払い	19,816	18,317	24,316	20,845
31年	毎月払い	3,213	2,959	3,963	3,377
	ボーナス払い	19,279	17,780	23,779	20,315
32年	毎月払い	3,129	2,876	3,879	3,295
	ボーナス払い	18,775	17,277	23,275	19,819
33年	毎月払い	3,050	2,797	3,800	3,217
	ボーナス払い	18,301	16,804	22,801	19,353
34年	毎月払い	2,975	2,723	3,725	3,145
	ボーナス払い	17,855	16,360	22,355	18,915
35年	毎月払い	2,905	2,653	3,655	3,076
	ボーナス払い	17,435	15,940	21,935	18,503
据置期間	毎月の利息	525	525	1,275	1,275

災害復興住宅融資 商品概要

資金使途	災害によりご自分又は親の住宅が被災した場合に、ご自分又は親が居住するために住宅を建設、購入又は補修するための資金 ※被災者に貸すための住宅の場合も対象になります。 ※ローンのお借換えには利用できません。
融資額	融資額は、各所要額の合計額又は以下の融資限度額の合計額のいずれか低い額が限度となります（10万円以上10万円単位）。 ◆建設の場合 ①基本融資額（建設資金）：1,650万円（注1） （土地取得資金）：970万円（注2） （整地資金）：440万円 ②特例加算額（建設資金）：510万円 （注1）被災親族同居の場合は2,280万円が限度となります。被災親族同居とは、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居することをいいます。詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください。 （注2）賃借権を取得した場合の基本融資額（土地取得資金）は、580万円が限度となります。 定期借地権など取得した場合の保証金についても、一定の条件を満たす場合は融資の対象となりますが、この場合の基本融資額（土地取得資金）は、380万円が限度となります。 ※基本融資額（建設資金）及び特例加算額（建設資金）の合計額は、建設費が限度となります。 ※基本融資額（土地取得資金）及び基本融資額（整地資金）は、それぞれの所要額が限度です。 ※基本融資額（土地取得資金）は、基本融資額（建設資金）をご利用いただく場合に併せてご利用いただけます。 ※損壊家屋の除去費用も融資対象として建設費に含めることができます。 ※基本融資額（土地取得資金）は、り災日後に土地を取得した場合に限りご利用いただけます。 ※基本融資額（整地資金）は、被災住宅部分の建設に併せて行う、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合等にご利用いただけます。 ※国、地方公共団体等から住宅建築に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。 ◆購入の場合 ○新築住宅の場合 ①基本融資額（購入資金）：2,620万円（注1）（注2） ②特例加算額（購入資金）：510万円 ○リ・ユース（中古）住宅の場合 ①基本融資額（購入資金） リ・ユース（中古）プラス住宅、リ・ユース（中古）プラスマンション：2,620万円（注1）（注2） リ・ユース（中古）住宅、リ・ユース（中古）マンション：2,320万円（注1）（注2） ②特例加算額（購入資金）：510万円 （注1）基本融資額（購入資金）には、基本融資額（土地取得資金）の970万円が含まれます。基本融資額（土地取得資金）単独では利用できません。 なお、賃借権を取得した場合の基本融資額（土地取得資金）は、580万円が限度となりますので、基本融資額（購入資金）の融資限度額は、上記の金額からそれぞれ390万円を減額した金額となります。 また、定期借地権を取得した場合の保証金も一定の条件を満たす場合は融資対象となりますが、この場合の基本融資額（土地取得資金）は380万円が限度となりますので、基本融資額（購入資金）の融資限度額は上記の金額からそれぞれ590万円を減額した金額となります。 （注2）被災親族同居の場合で敷地が所有権のときは、新築住宅購入、リ・ユース（中古）プラス住宅及びリ・ユース（中古）プラスマンションは3,250万円、リ・ユース（中古）住宅及びリ・ユース（中古）マンションの場合は2,950万円が限度となります。被災親族同居とは、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに購入された住宅に申込本人と同居する場合をいいます。詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください。 ※基本融資額（購入資金）及び特例加算額（購入資金）の合計額は、購入価額が限度となります。 ※国、地方公共団体等から住宅購入に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。 ◆補修の場合 基本融資額（補修資金）：730万円 （引方移転資金）：440万円（注） （整地資金）：440万円（注） （注）基本融資額（引方移転資金）及び基本融資額（整地資金）の両方を利用する場合は、合計で440万円が限度となります。 ※基本融資額（補修資金）、基本融資額（整地資金）及び基本融資額（引方移転資金）は、それぞれの所要額が限度となります。 ※段階的に補修を行う場合の先行して行う補修のための資金及び先行して行う補修以外の補修のための資金の融資額の合計額は、上記金額が限度となります。 ※基本融資額（補修資金）は、被災住宅部分の補修に併せて行う、増築工事や門扉の補修にもご利用いただけます。 ※基本融資額（整地資金）は、被災住宅部分の補修に併せて行う、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合等にご利用いただけます。 ※基本融資額（引方移転資金）は、基本融資額（補修資金）をご利用いただく場合に併せてご利用いただけます。 ※国、地方公共団体等から住宅の補修に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。 ※詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください。 ※審査の結果、融資をお断りしたり、融資額がご希望どおりの額とならない場合があります。
返済期間	最長返済期間は、次の①又は②のいずれか短い年数となります（1年単位で設定）。 ①申込み区分・構造等による最長返済期間 ◆建設・新築購入の場合 ・耐火、準耐火、木造（耐久性）：35年 ・木造（一般）：25年 ◆リ・ユース住宅（中古住宅）購入の場合 ・リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション：35年 ・リ・ユース住宅、リ・ユースマンション：25年 ◆補修の場合：20年 ※住宅の建設又は購入の場合にご融資の契約日から最長3年間（1年単位）の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると、据置期間分返済期間が延長されます。補修の場合は返済期間内で、ご融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます（返済期間は延長されません）。 ②年齢による最長返済期間 「80歳」－「申込本人又は収入合算者（注）のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」 （注）収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限り。
融資金利	固定金利（全期間固定金利型） ※借入申込日現在の融資金利が適用されます。 ※最新の融資金利は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。 ※詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください。
担保	原則として、融資の対象となる建物と敷地に、機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。 ただし、融資額が300万円以下の場合等については、抵当権の設定は不要です。 ※抵当権の設定費用（司法書士報酬など）は、お客さま負担となります。 ※詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください。
火災保険	返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。 建物の火災による損害を補償対象としていただきます。 保険金額は、融資額以上*とします。 *融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。 ※火災保険料は、お客さま負担となります。
保証人	必要ありません（被災者に貸すために、災害復興住宅融資を利用する場合は保証人が必要です。）。
手数料	融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。